

令和7年後志地区林野火災予消防対策実施方針

第1 趣 旨

後志総合振興局（以下「振興局」という。）並びに後志地区林野火災予消防対策協議会に参画する機関（以下「関係機関」という。）が実施する林野火災予消防対策は、北海道地域防災計画の林野火災対策計画（第9章第7節）に定めるもののほか、本方針の定めるところによる。

第2 基本的な考え方

林野火災の発生は4月から5月に集中していることに加え、依然としてごみ焼（枯草焼を含む。）に起因するものが多いことから、特に春先のこれらの火災を予防することが重要となっている。

このため、山菜採りやレジャーなどで入林する者のほか、一般の住民や農業者などに、ポスターや広報媒体を活用した注意喚起を集中的に行うなど、林野火災の危険期間における取組を強化し、効果的に各種の予防対策を講ずるものとする。

第3 実施体制の整備

市町村は、予防対策を効果的に実施するため、本協議会において定められた実施方針の趣旨を踏まえて、市町村林野火災予消防対策協議会を設置し、実施体制を整備するなど、必要な措置を講じるものとする。

なお、市町村で計画する林野火災予消防対策には、森林組合及び大面積森林所有者が自ら予防体制を確立するよう指導することを含めるものとする。

第4 予防対策

1 強調期間の設定

予防対策を効果的に実施するため、4月10日から5月20日までを「林野火災予防強調期間」（以下「強調期間」という。）として、定めるものとする。

ただし、市町村林野火災予消防対策協議会は、気象条件など地域の実情に応じて強調期間を設定することができるものとする。

また、強調期間中は、次の取組を実施するものとする。

(1) 統一標語、ポスターによる予防意識の高揚

振興局は、予防意識の高揚を図るため、小学生から募集した標語と原画を活用して作成したポスターを関係機関に配布し、関係機関は、林野火災対策計画で定める危険期間（概ね3月～6月）を含め、当該ポスターを住民の目の触れやすい場所に掲示する。

(2) 注意旗による啓発

振興局は、山火事注意旗を市町村に配布し、市町村は、庁舎や登山口、森林利用施設等に注意旗を掲揚し、住民や入林者の注意を喚起する。

(3) 入林者に対する指導

関係機関は、入林の許可・届出等に際し、入林者に対して適切な指導を行うとともに、携帯用灰皿などを携行するよう呼びかける。

2 異常乾燥時における広報活動

関係機関は、異常乾燥が続き、林野火災発生の恐れがあると認めたときは、速やかに広報車やSNSなどにより住民や入林者に注意を呼びかける。

第5 消防対策

1 体制の整備

(1) 市町村は、林野火災に即応する体制の整備を図り、消防対策に万全を期するものとする。

(2) 関係機関は、林野火災の発生や空中消火の実施に備え、別紙1に基づき、迅速な情報の収集や伝達、消火資機材及び薬剤の円滑な使用に向けた体制を整備するものとする。

2 林野火災発生情報の共有

円滑な消防活動の実施や住民等への注意喚起を図るため、次により林野火災の発生情報等の共有を図るものとする。

(1) 市町村は、森林、牧野、原野において火災が発生したとき、又は、延焼により今後これらに被害が及ぶ可能性があるときは、火災の大小にかかわらず、速やかに振興局に報告する。

(2) 関係機関は、林野火災の大規模化が見込まれる場合（鎮圧の目途がたたず、焼損面積の見込みが50ヘクタール程度となった時点）は、応急対策や復旧対策等に必要となる森林情報や入林者情報等の収集・共有を図る。

(3) 市町村は、今後の林野火災予消防対策に活かすため、林野火災が鎮火した後、別に定める林野火災被害状況調書を振興局に提出する。

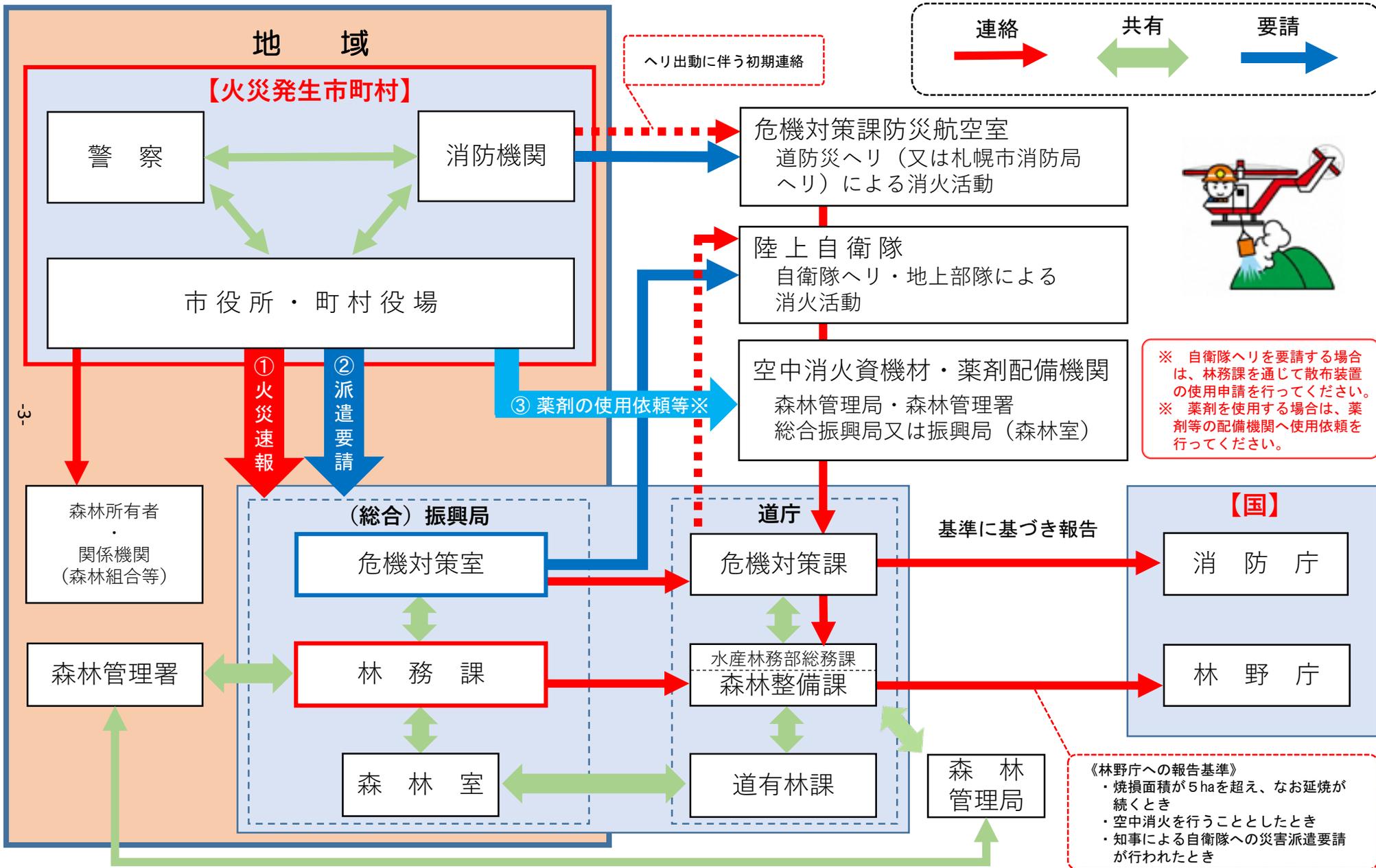
3 消火資機材の配備等

(1) 振興局との委託契約により初期消火資機材を保有している機関は、日頃からその適正な維持管理に努めるものとする（別紙2）。

また、市町村は、国の「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」等を活用し、地域の実状に応じて機材の配備に努めるものとする。

(2) ヘリコプターによる空中消火用の資機材及び薬剤を保有している機関は、その適正な維持管理に努めるものとする（別紙3）。

林野火災発生時の連絡系統図



林野火災初期消火資機材配備先一覧（令和7年2月1日現在）

（単位：組、台、基、個）

番号	振興局	委託先	住所	電話番号	携帯用防火セット	可搬式消防ポンプ	水のう式手動ポンプ	背負式消火器	組立水槽	ウォーターチャージャー	低水位ストレーナー	十字鍬
1	石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部	石狩市花川北1条1丁目2-3	0133-74-5375	4	5	20					
2	渡島	渡島西部広域事務組合消防本部	福島町字三岳45-1	0139-47-4018	5		26		2	1		
3		南渡島消防事務組合消防本部	北斗市中央2丁目6-6	0138-73-3191	2	2	10		2			
4	檜山	檜山広域行政組合消防本部	江差町字茂尻町96	0139-52-3026	6	4	20					
5	後志	羊蹄山ろく消防組合消防本部	倶知安町北3条東4丁目1-3	0136-22-2822			4				3	
6	空知	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市文京町4丁目1-5	0125-23-0119	1	1	20		1			
7		岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市8条東10丁目2-47	0126-22-4302	2	1	10		1			
8		深川地区消防組合消防本部	深川市8条10-20	0164-22-2814			1	2	1			3
9	上川	富良野広域連合消防本部	上富良野町大町2丁目2-46	0167-45-1119	6		21					
10	留萌	留萌消防組合消防本部	留萌市高砂町3丁目6-11	0164-42-2212		1	6					
11		北留萌消防組合消防本部	羽幌町南5条4丁目6	0164-62-1220	5		20					
12	宗谷	稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市港5丁目1-37	0162-23-2177	5	2	9					
13		南宗谷消防組合消防本部	枝幸町新港町908-4	0163-62-1421	5	2	10					
14	オホーツク	紋別地区消防組合消防本部	紋別市幸町2丁目1-18	0158-24-2111	14	7	63					
15		美幌・津別広域事務組合消防本部	美幌町字栄町1丁目4	0152-73-1211	9	3	22					
16		遠軽地区広域組合消防本部	遠軽町1条通北3丁目1	0158-42-2050	8	5	29					
17		北見地区消防組合消防本部	北見市寿町2丁目1-28	0157-25-1515	5		10					
18		斜里地区消防組合消防本部	斜里町本町14-3	0152-23-3647	11	2	10					
19		網走地区消防組合消防本部	網走市南2条西4丁目2	0152-43-2221	14		10					
20	胆振	西胆振行政事務組合消防本部	伊達市松ヶ枝町13-1	0142-23-2119			4					
21		胆振東部消防組合消防本部	厚真町錦町47-2	0145-26-7100	5	2	10		2			
22	日高	日高西部消防組合消防本部	日高町富川北7丁目1-10	01456-2-1521	2		10	2	2			
23		日高中部消防組合消防本部	新ひだか町静内こうせい町2丁目1-1	0146-42-0941	2		11	2				
24	十勝	とちか広域消防事務組合とちか広域消防局	帯広市西6条南6丁目3-1	0155-26-9122	12		61			4		
25	釧路	釧路東部消防組合消防本部	厚岸町宮園2丁目414-2	0153-52-5111	3	2	6					
26		釧路北部消防事務組合消防本部	弟子屈町美里3丁目8-1	015-482-3276	3	4	20					
27	根室	根室北部消防事務組合消防本部	中標津町丸山2丁目22	0153-72-9114			14		1	4		
計					129	43	457	6	12	9	3	3

林野火災空中消火用資機材・散布用薬剤の配備状況一覧

令和7年2月1日現在

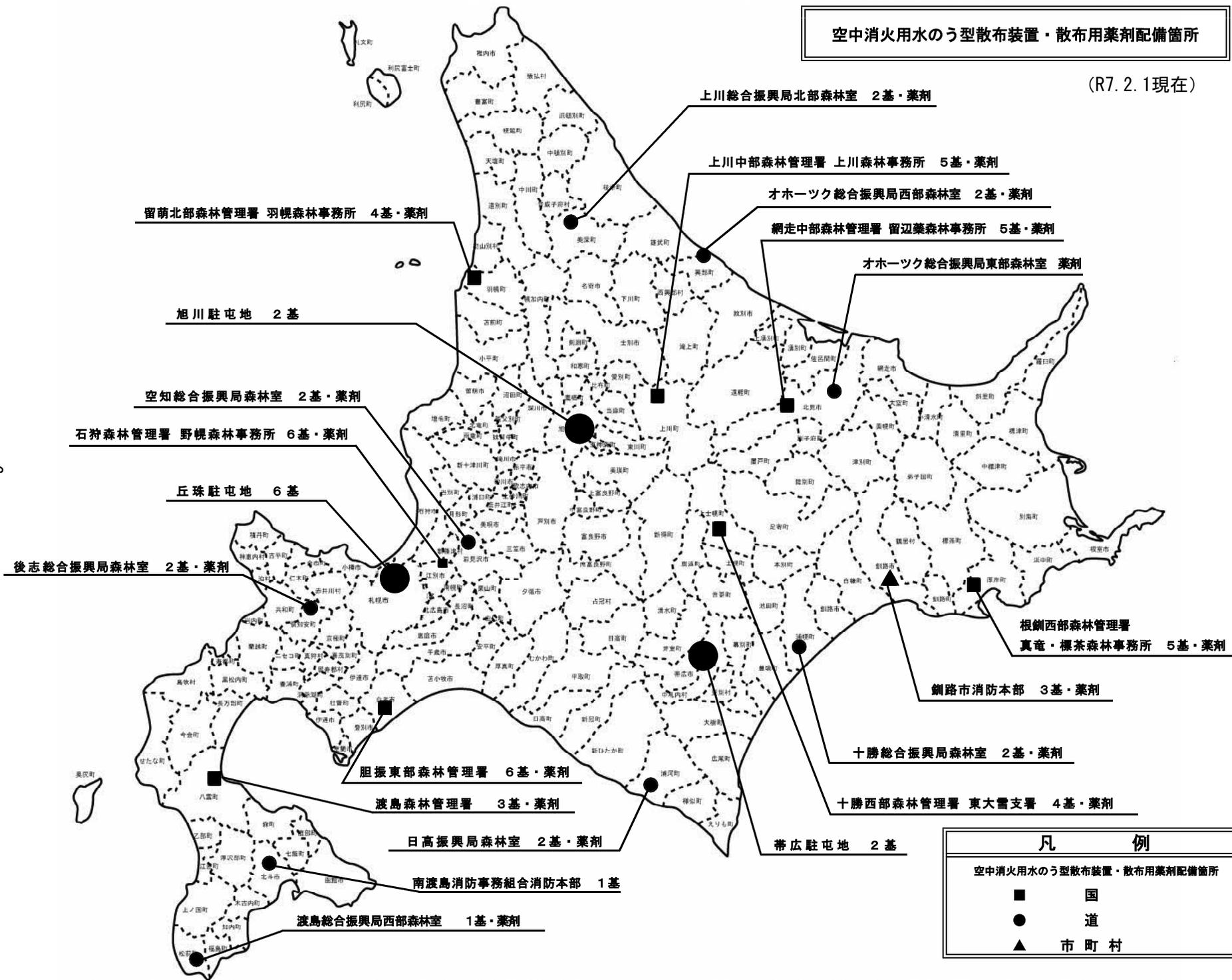
所 有 者				空 中 消 火 用 資 機 材					空 中 散 布 用 薬 剤		備 考	
区 分	所 有 機 関	所 在 地	電 話 番 号	散 布 装 置	か く はん 機 又 は 溶 解 機	組 立 水 そ う	可 搬 式 動 カ ボ ン プ	ホ ー ス ・ 吸 管	消 火 剤 (粘 着 剤 ・ 消 火 剤) kg			
へりを保有する機関	陸上自衛隊	丘珠駐屯地	札幌市東区丘珠町161番地	011-781-8321	6	-	-	-	-	-	道所有の散布装置を配備	
		旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111	2	-	-	-	-	-	//	
		帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121	2	-	-	-	-	-	//	
	北海道	危機対策課防災航空室	札幌市東区栄町964番地	011-782-3233	-	-	-	-	-	-	防災ヘリコプター 2機 ・ 消火バケツ装置 3式	
札幌市	札幌市消防局(警防部消防救助課)	札幌市中央区南4条西10丁目	011-215-2060	-	-	-	-	-	-	消防ヘリコプター1機 ・ 空中消火タンク装置1式 ・ 消火バケツ装置 1式		
薬剤及び空中消火資機材を配備する機関	北海道森林管理局 011-622-5250	石狩森林管理署	札幌市中央区宮の森3条7丁目70	011-622-5111							森林事務所保管	
		野幌森林事務所	江別市文京台南町8-7	011-386-0304								
		(倉庫)	江別市西野幌国有林42林班		6	かく	3	9	-	ミヤタフォレックス 3,105 (着色剤 60)		
		胆振東部森林管理署	白老郡白老町日の出町3丁目4-1	0144-82-2161	6	溶	1	9	2	ミヤタフォレックス 3,780		
		上川中部森林管理署	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-61-0206						マルチA 20㍓×22缶	森林事務所保管	
		上川森林事務所	上川郡上川町川端町9-1	01658-2-2001	5	溶	1	13	1	ミヤタフォレックス 3,000		
		留萌北部森林管理署	天塩郡天塩町新茶通6丁目	01632-2-1151								
		羽幌森林事務所	苫前郡羽幌町南7条1丁目	0164-62-1188	4	溶	1	13	2	ミヤタフォレックス 2,820	森林事務所保管	
		網走中部森林管理署	常呂郡置戸町置戸398-99	0157-52-3011								
		留辺蘂森林事務所	北見市留辺蘂町栄町82-4	0157-42-2116	5	溶	1	20	2	ミヤタフォレックス 4,590	森林事務所保管	
	十勝西部森林管理署 東大雪支署	河東郡上士幌町字上士幌東3線231	01564-2-2141	4	-		4	2	マルチA 20㍓×10缶			
	根釧西部森林管理署	釧路市千歳町6-11	0154-41-7126									
	真竜・標茶森林事務所	川上郡標茶町川上10-36	015-485-2077									
	(空中消火機材庫)	厚岸郡厚岸町国有林229林班		5	-		3	-	マルチA 20㍓×10缶	森林事務所管轄の機材庫保管		
	渡島森林管理署	二世郡八雲町出雲町13-4	0137-63-2141	3	溶	2	1	2	ミヤタフォレックス 4,800			
	北海道 水産林務部林務局森林整備課 011-231-4111(内線28-611)	空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	2	溶	1	-	-	ミヤタフォレックス 3,000		
		後志総合振興局森林室	虻田郡倶知安町南4条西1丁目	0136-22-1152	2	溶	1	-	-	ミヤタフォレックス 3,000		
		日高振興局森林室	浦河郡浦河町常盤町26-4	0146-22-2451	2	溶	1	-	-	液剤エフアールS 3,600 (粘着剤 400・着色剤 20)		
		渡島総合振興局西部森林室	松前郡松前町字朝日495-9	0139-42-2013	1	溶	1	-	-	ミヤタフォレックス 3,000		
南渡島消防事務組合消防本部		北斗市中央2丁目6-6	0138-73-5130	1	-	-	-	-				
上川総合振興局北部森林室		中川郡美深町字東2条南4丁目	01656-2-1726	2	溶	1	-	-	ミヤタフォレックス 3,000			
オホーツク総合振興局東部森林室		北見市青葉町2-10	0157-24-6276	-	-	-	-	-	ミヤタフォレックス 3,000			
オホーツク総合振興局西部森林室		紋別郡興部町字興部708	0158-82-2158	2	溶	1	-	-	ミヤタフォレックス 2,700			
十勝総合振興局森林室		十勝郡浦幌町字東山町10-23	015-576-2165	2	溶	1	-	-	ミヤタフォレックス 3,000			
市町村		釧路市消防本部(警防課)	釧路市南浜町4-8	0154-23-4383	3	-		1	-	ミヤタフォレックス 6,900 (着色剤 60)	資機材(資機材保管庫) 薬 剤(阿寒支署保管)	

※ 散布装置は、自衛隊への配置変更後の数量としている。

空中消火用水のう型散布置置・散布用薬剤配備箇所

(R7. 2. 1現在)

— 9 —



凡 例	
■	国
●	道
▲	市町村

空中消火用水のう型散布置置・散布用薬剤配備箇所